

平成30年度 専門相談応じ隊

～企業とくらしのための無料定期相談会～

中小企業等（一般・市民も可）の皆さまに、より専門的なご相談にお応えできるよう定例の「無料相談会」を開催しております。

取引上の紛争、債務整理、離婚相談、税金・税務、雇用・労務、年金相談、登記、契約書、許認可、遺言状などの書類の書き方、土地の境界標確認、測量相談、発明、商標の相談、事業資金など、なんでもご相談ください。

日時・場所は下記のとおりとなります。

この機会にぜひご利用ください。



日 程	時 間	場 所
平成30年 10月18日 (木)	いずれも 13:00～16:00 (お一人様30分以内) ※受付締切は15:30 までとなります。	船橋商工会議所 6階大ホール
11月15日 (木)		
12月20日 (木)		
平成31年 1月17日 (木)		
2月21日 (木)		
3月28日 (木)		

法律等 (千葉県弁護士会 京葉支部)	取引上の紛争、借地借家、債務整理、債権回収、交通事故、労働事件、離婚、遺言・相続等の法律関係、成年後見、刑事事件、事業継承 など
税務等 (千葉県税理士会 船橋支部)	記帳・申告手続き・所得税・法人税・消費税・相続税 など
不動産登記・商業法人登記等 (千葉司法書士会 船橋支部)	相続・贈与・売買・賃貸借・担保権・仮登記等の土地・建物の登記及び設立、役員変更等の会社、組織再編、その他の法人の登記 など
雇用・年金・労務等 (千葉県社会保険労務士会 船橋支部)	年金、社会保険・労働保険の手続、労災、就業規則、人事労務、助成金活用、雇用に関するトラブル など
許認可・契約書の作成等 (千葉県行政書士会 葛南支部)	会社設立手続、相続手続、遺言状の起案及び作成指導、契約書作成、建設工事等入札資格審査申請、営業許可申請 など
特許権・商標権・著作権等 (日本弁理士会 船橋地区会)	特許・実用新案・意匠（デザイン）・商標（ブランド）の取り方、手続及び知的財産権全般に関すること
土地の境界の調査・測量等 (千葉県土地家屋調査士会 船橋支部)	土地の境界の調査・測量・分筆・地目変更、建物の表示・表示変更 など
事業資金の借入れ等 (日本政策金融公庫 船橋支店)	事業資金の借入れ、教育ローン など

【お申込み・問合せ先】

船橋商工会議所中小企業相談所 中田・樋口

船橋市本町1-10-10 ☎ 047-435-8211 FAX 047-434-9559

ホームページ <http://www.e-funabashi.com/archives/4158>

※ホームページまたは、お電話、FAXにてお申込みください。



専門相談応じ隊 申込書

船橋商工会議所 中小企業相談所 中田 行 FAX 047-434-9559

事業所名		相談者名	
所在地		業種	
電話番号		FAX番号	

ご希望の相談・希望日・時間、個人情報欄に「」をしてください

<input type="checkbox"/> 弁護士 (法律等)	<input type="checkbox"/> 税理士 (税務等)	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士 (年金・雇用等)	<input type="checkbox"/> 司法書士 (登記等)
<input type="checkbox"/> 行政書士 (契約書の作成等)	<input type="checkbox"/> 弁理士 (特許・著作権等)	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士 (土地調査等)	<input type="checkbox"/> 日本政策金融公庫 (融資等)

相談希望日

<input type="checkbox"/> 10月18日(木)	<input type="checkbox"/> 11月15日(木)	<input type="checkbox"/> 12月20日(木)
<input type="checkbox"/> 1月17日(木)	<input type="checkbox"/> 2月21日(木)	<input type="checkbox"/> 3月28日(木)

希望時間

<input type="checkbox"/> 13時～	<input type="checkbox"/> 13時30分～	<input type="checkbox"/> 14時～
<input type="checkbox"/> 14時30分～	<input type="checkbox"/> 15時～	<input type="checkbox"/> 15時30分～

相談回数

本相談会は何回目ですか。 ①初めて ②()回目

相談内容

個人情報の第三者提供に関する同意

本書記載の個人情報を船橋商工会議所及び相談員団体に提供することについて同意をする。